

(報道発表資料)



令和6年12月24日

京都市保健福祉局

担当 医療衛生推進室医療衛生企画課

電話 075-222-3429

京都市食品衛生責任者養成講習会実施団体の募集

食品衛生法に基づき、飲食店等の営業者は、調理師などの資格を有する者又は都道府県知事等が適正と認める食品衛生責任者養成講習会（以下、「養成講習会」という。）等を受講した者など、食品衛生に関する知識を有する者を食品衛生責任者に選任する必要があります。

本市では、公募により養成講習会の実施団体を選定しており、現実実施団体の選定期間が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度以降、当該講習会を実施する団体を募集します。

1 業務の概要

食品衛生責任者を養成するための講習会（食品衛生学、食品衛生法、公衆衛生学の講義）の定期的な実施

※養成講習会実施団体の選定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日まで（5年間）

2 募集期間

令和6年12月24日（火）～令和7年1月24日（金）まで

3 募集要項の配布場所及び問合せ先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 食品安全担当

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル6階

電話：075-222-3429 FAX：075-213-2997

※募集要項は以下のホームページ上でも公開しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000335232.html>



(参考) 食品衛生責任者とは

食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理について必要な注意を行い、また営業者に対しても意見を述べることが求められるなど、食の安全性の確保に中心的な役割を果たすべき方で、飲食店等に置く必要があります。